

介護老人保健施設 健寿荘 短期入所療養介護重要事項説明書

1. 施設の概要

①施設の名称

- ・施設の種類 介護老人保健施設(指定番号 4452380019号)
- ・施設の名称 医療法人 至誠会 介護老人保健施設 健寿荘 短期入所療養介護
- ・施設の所在地 〒879-5501 大分県由布市挾間町鬼崎4番地1
- ・電話・FAX番号 TEL 097-583-0051、FAX 097-529-8651
- ・施設開設者 理事長 帆秋 伸彦
- ・施設管理者 施設長 増井 玲子
- ・入所定員 100名(短期入所療養介護含む)

②施設の目的と運営方針

(1)施設の目的

短期入所療養介護については、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のサービスの提供を行うことにより、療養生活の向上及び利用者のご家族様の身体的精神的負担の軽減を図れるように努めます。ご本人及びご家族様の希望を十分に取り入れた施設ケア計画に基づき、短期入所療養介護を提供致します。短期入所期間はケアマネージャーの立てたケア計画に基づいて行います。

(2)運営方針

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上のケアを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「笑顔で」「その人らしく」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 家族会や介護教室などを通じて、要介護者の介護をされるご家族様の支援をします。家庭などへの退所時、退所後の支援も行います。
- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 9 入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、科学的介護に基づく、計画、実行、評価、改善のサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を作ります。

③施設の職員体制および内容

当施設では施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※介護保健施設サービス費の基準を満たす職員配置となっています。

- | | | | |
|----------|-----------|-------------|------|
| (1)医師 | 1名(施設長兼務) | (8)管理栄養士 | 1名 |
| (2)薬剤師 | 1名 | (9)歯科衛生士 | 1名 |
| (3)看護師 | 10名以上 | (10)介護支援専門員 | 1名 |
| (4)介護職員 | 24名以上 | (11)支援相談員 | 1名以上 |
| (5)理学療法士 | } 1名以上 | (12)事務員 | 1名 |
| (6)作業療法士 | | | |
| (7)言語聴覚士 | | | |

<主な職員の勤務時間> 24時間医師と連絡の取れる体制です。

職種	勤務体制
医師	8:30~17:10
看護職員	日勤 8:30~17:10 遅出 11:20~20:00 夜勤 16:30~翌日9:00
介護職員	日勤 8:30~17:10 早出 7:00~15:40 遅出 10:00~19:00 午後 11:20~20:00 夜勤 16:30~翌日9:00
支援相談員・事務員	8:30~17:10

2. 当施設が提供するサービス内容と利用料金

【サービス概要】

①医学的管理・看護

- ・医師や看護職員がご利用者様の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ・入院治療及び専門的な対応が必要になった場合は、入所者、ご家族様と相談の上、次の協力医療機関などへご紹介いたします。

<協力医療機関>

大分中村病院、何松内科循環器科、大分三愛メディカルセンター、帆秋病院、小原歯科、木本歯科

②機能訓練

・理学療法士等を中心に看護・介護職員により、ご利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善またはその減退を防止するための訓練を実施します。

③食事

・当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視した食事の提供に努めます。ご利用者様の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

④入浴

・入浴を週2回以上行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。また、病状等により入浴が出来ないと医師が判断した場合など、身体の状況に応じて清拭となる場合があります。

⑤排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者様の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

⑥口腔ケア

・ご自分で美味しく食事を摂っていただけるよう、また肺炎など起こさないよう、毎食後の歯磨きやうがい、義歯の清掃管理、舌苔の除去など、ご利用者様の状態に合わせた口腔内の清潔管理を援助します。

⑦その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・清潔で快適な生活を送るため、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ご家族様への対応・サービス

・家族介護教室を設け、入所者・ご家族様及び地域一般の方に介護指導を行います。
また、遠距離家族等のために家族宿泊室を設置しております。

⑨通常の送迎の実施地域

大分市・由布市

⑩地域に開かれ、地域と連携した施設運営をします。

【利用料金(料金は一日あたりの自己負担分です。】

1)基本

	個室	
要介護1	819	単位/日
要介護2	893	単位/日
要介護3	958	単位/日
要介護4	1,017	単位/日
要介護5	1,074	単位/日

	多床室	
要介護1	902	単位/日
要介護2	979	単位/日
要介護3	1,044	単位/日
要介護4	1,102	単位/日
要介護5	1,161	単位/日

〔特定介護老人保健施設短期入所療養介護費〕※日中のみ利用した場合

注:難病を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者

①3時間以上4時間未満	664 円/回
②4時間以上6時間未満	927 円/回
③6時間以上8時間未満	1,296 円/回

2)加算

①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日
②夜勤職員配置加算	24 円/日
③個別リハビリテーション実施加算	240 円/日
④認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間を限度)	200 円/日
⑤若年性認知症利用者受入加算	120 円/日
⑥送迎加算(片道につき)	184 円/回
⑦療養食加算(1日3食を限度)	8 円/回
⑧緊急時治療管理(1月に1回、3日を限度)	518 円/日
⑨緊急短期入所受入加算	90 円/日
(利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日を限度)	
⑩重度療養管理加算	120 円/日
⑪総合医学管理加算(利用中10日を限度)	275 円/回
⑫生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月
⑬口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	50 円/回
⑭介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	

1. 基本と2. 加算の①～⑬の合計に3.9%を乗じた額(令和6年5月31日まで)

⑮介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

1. 基本と2. 加算の①～⑬の合計に7.5%を乗じた額(令和6年6月1日から)

⑯介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

1. 基本と2. 加算の①～⑬の合計に2.1%を乗じた額(令和6年5月31日まで)

⑰介護職員等ベースアップ等支援加算

1. 基本と2. 加算の①～⑬の合計に0.8%を乗じた額(令和6年5月31日まで)

※介護老人保健施設の利用料は厚生労働大臣が定める保険給付の自己負担額を、ご利用者様の負担割合の額をお支払いいただきます。

3)その他の料金

【食費と居住費】(令和6年7月31日まで)

利用負担額	食費		部屋料(一人部屋) ^{注1}		部屋料(一人 ^{注2} ・二人・四人部屋)	
第1段階	300	円	490	円	0	円
第2段階	390	円	490	円	370	円
第3段階①	650	円	1,310	円	370	円
第3段階②	1,360	円	1,310	円	370	円

注:負担限度額認定証をお持ちの方は入所時に速やかにお持ちください。

②負担限度額認定対象者外の方

利用負担額	食費		部屋料(一人部屋) ^{注1}		部屋料(一人 ^{注2} ・二人・四人部屋)	
第4段階	1,445	円	1,668	円	377	円

【食費と居住費】(令和6年8月1日から)

利用負担額	食費		部屋料(一人部屋) ^{注1}		部屋料(一人 ^{注2} ・二人・四人部屋)	
第1段階	300	円	550	円	0	円
第2段階	390	円	550	円	430	円
第3段階①	650	円	1,370	円	430	円
第3段階②	1,360	円	1,370	円	430	円

②負担限度額認定対象者外の方

第4段階	1,445	円	1,728	円	437	円
------	-------	---	-------	---	-----	---

注1:一人部屋は35～55号室です。注2:一人部屋は60号室、65～68号室、72～76号室です。

日用品費(シャンプー・石鹸等)	1日	100円
洗濯料(洗濯業者委託)	1月	3,000円
理容代	1回	2,000円
家電電気代(リース)	1日	150円
家電電気代(持込み)	1日	50円
その他の利用料		

インフルエンザ予防接種代、文通費、他科受診代など、ご利用者様からの負担が適当であると認められる費用については実費となります。

【利用料金のお支払方法】

- ・毎月20日過ぎに、前月分の請求案内を発行します。
- ・お支払方法は、窓口でお支払いいただくか、振り込み、引き落としをお願いいたします。
- ※ご不明な点は、事務までお問い合わせください。
- ※なお、当施設発行の領収書には医療費控除対象の項目を表示しているほか、高額介助サービス費等の申請時に必要となる場合がありますので、大切に保管ください。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されるご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

1)面会時間

- ①面会の方は、事務受付とサービスステーション前に設置してあります面会用紙に必ず記入してください。
- ・8:00～17:10の間は正面玄関をご利用ください。
- ・17:10～は夜間通用口をご利用ください。
- ・17:10以降の緊急時等のご面会につきましては施設長の許可を受け、夜間通用口をご利用ください。
- なお、夜間の面会用紙はサービスステーションにてご記入をお願いします。
- ②ご家族の方は積極的に面会をお願いいたします。

2)外出・外泊

- ①外出・外泊を希望される場合は事前に許可が必要となりますので、サービスセンターの職員へ事前にお申し出ください。食事の都合もありますので、お早めをお願いします。
- 外出・外泊は積極的に行ってください。

3)外泊時等の施設外での受診

外出・外泊中に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則として出来ませんのでご了承ください。体調が悪くなった場合は、すぐに当施設へご連絡下さい。

4)所持品・備品等の持込み

- ①金銭はお預かりできませんので、ご了承ください。金銭や貴重品はお持ちにならないでください。
- 万一紛失の際は施設は責任を負いかねます。
- ②食物などの持込みについては、必ず本人に渡す前に職員へ確認するようお願いいたします。

5)飲酒

希望される場合は事前に医師の許可をお取り下さい。自室での飲酒は禁止とさせていただきます。

6)喫煙

健康増進法の改正により施設内での喫煙はできません。

7)火気取り扱い

防火上、喫煙に使用するライター、マッチ、たばこ等の持ち込みはご遠慮下さい。

8)施設・設備の利用上の注意

- ①故意に施設の備品等を破損したり、許可なく施設の備品を施設外へ持ち出さないようお願いいたします。
- ②施設内で秩序を乱すような言動、または他のご利用者様に対し迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、営利活動はしないようお願いいたします。

9)緊急時の連絡先

入所前にお聞きしたご家族様の連絡先等について変更がある場合は、早急に施設へご連絡下さい。

4. 契約の終了

次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用が解除・終了となります。

- 1)ご利用者様が要介護認定において自立と認定された場合。
- 2)ご利用者様の病状、心身の状態等が著しく悪化し、医療機関での入院治療が必要と判断された場合。
- 3)ご利用者様が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の行為を行った場合。
- 4)施設の定める規則に従わず、退所が適切と入退所判定会議で判断された場合。
- 5)ショートステイの利用計画が満了した場合。
- 6)死亡した場合。

5. 事故防止・事故発生時の対応について

- ・事故防止のための委員会開催、指針の整備、研修の実施、職員への報告、改善策の周知徹底
- ・事故が発生しないように努め、入所中に事故が発生した場合は、医師および看護職員は直ちに適切な処置を行い、ご家族様に連絡し、状況を説明いたします。また施設において対応が困難な傷害等については、協力医療機関等に対応を依頼します。

6. 協力医療機関等

- 1)入所中の基本的な医学的管理は施設の医師が行いますが、容態の急変、専門医への受診が必要であると判断された場合は、ご家族様へ連絡し医療機関への受診または入院等必要な処置を講じます。
- 2)入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、「緊急連絡表」にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。なお、緊急時連絡がつかなかった場合は、医師の判断により外部受診の対応をさせていただきます。
- 3)当施設では、次の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

①協力医療機関

- ・医療法人(社団)恵愛会 大分中村病院
大分市舞鶴町4丁目4番1号

TEL 097-536-5050

- ・ 何松内科循環器科
由布市挾間町北方757番地3 TEL 097-583-1131
- ・ 医療法人(社団)三愛会 大分三愛メディカルセンター
大分市大字市字市沼口566-3 TEL 097-541-1311
- ・ 医療法人至誠会 帆秋病院
大分市大字大分4282番地の1 TEL 097-543-2366

②協力歯科医療機関

- ・ 小原歯科
由布市挾間町挾間356-1 TEL 097-583-3877
- ・ 木本歯科
由布市挾間町挾間456-1 TEL 097-583-3385

7. 身体拘束廃止への対応

ご利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。なお、ご利用者様の安全性確保のために必要な場合は身体拘束廃止推進委員会を行い、施設長(医師)よりご利用者様及びご家族様に所定の様式に同意を得た上で、必要最低限に行います。随時、身体拘束廃止推進委員会を行い拘束の必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を廃止します。身体拘束廃止推進委員会を定期的に開催します。

8. 虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 当該介護施設従事者が業務に従事する要介護施設事業者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

9. 褥瘡対策について

ご利用者様に対して褥瘡が起こらないよう、適切な看護・介護に努めます。褥瘡対策委員会を定期的に開催します。

10. 損害賠償

施設サービスを提供するにあたり、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし自らの責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

11. 記録の開示

1)当施設は、ご利用者様の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- ・ 苦情受付担当者 支援相談員 矢野 芳明 副看護師長 岡松 恵美
- ※事務室前と売店前に設置しております「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくこともできます。
- ※苦情申し出については、速やかに理事長に報告し、必要な場合は苦情処理委員会を開催し、誠意をもって対応させていただきます。即時対応ができない事項につきましてはご利用者様、ご家族とのお話し合いの場を設け、検討していきます。

2)ご利用者様が上記記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。また、ご家族やその他(ご利用者様の代理人を含む)に対しては、ご利用者様の承諾その他必要と認められる場合に、これに応じます。

12. 要望および苦情等の受け付け

1)当施設における要望・苦情は、次の担当者で受け付けます。

- ・ 由布市 福祉事務所 健康増進課 介護保険係
苦情相談窓口 電話番号 0977-84-3111
※受付時間(土・日・祝祭日を除く) 8:30~17:00
- ・ 大分市 苦情相談窓口 電話番号 097-537-8475
※受付時間(土・日・祝祭日を除く) 8:30~17:00

2)行政機関その他苦情受付機関

- ・ 大分県国民健康保険団体連合会
担当 苦情相談窓口 電話番号 097-534-8475
※受付時間(土・日・祝祭日を除く) 8:30~17:00

13. 個人情報の保護

1)ご利用者様の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報の保護に努めるものとします。

2)当事業 その旨を相談申し出窓口までお申し出ください。

目的以外には利用しません。外部への情報提供については、必要に応じてご利用者様及びご家族様又はその代理人の了承を得ます。

3)ご利用者様およびご家族様に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理しまた処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。

- 付記
1. 円滑なサービス提供実施に対する情報提供については、同意しがたい事項がある場合は、
 2. お申し出がないものについては同意していただいたものとして取り扱いさせていただきます。
 3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

14. 秘密保持

- 1) 当事業所の従業者は、業務上知り得たご利用者様又はご家族様の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、従業者でなくなった後においてもこの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容としています。
- 2) 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者様の個人情報を用いる場合は利用者様の同意を、利用者様のご家族の個人情報を用いる場合はご家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

15. その他

当施設の事業計画及び財務内容の資料は申し出により、所定の手続きを行い閲覧することができます。

16. 利用者代理人

ご利用者様が、自らの判断による本重要事項内容に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じると認められる場合、ご家族や予め選任した代理人等をもって行う必要があります。

代理人選任に際して必要がある場合は、当事業所は成年後見制度や日常生活自立支援事業の内容を説明するものとします。

17. 感染症対策の強化

感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え訓練の実施を行う。

18. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の等を行う。

19. ハラスメントの防止について

ハラスメント防止のために職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定め職員によるハラスメント行為が起きないように、職員の指導・啓発に努める。

私は本書面に基づいて、事業者から介護老人保健施設についての重要事項の説明を受け、合意したことをもって施設入所契約に同意いたします。

また、施設利用料金の支払いについては、下記の者を連帯保証人として選任します。

令和 年 月 日

<事業者> 事業者名 医療法人 至誠会
 介護老人保健施設 健寿荘
 住所 大分県由布市挾間町鬼崎4番地1
 代表者名 理事長 帆秋 伸彦

<説明者> 職名 施設長 氏名 増井 玲子

利用者(本人) 住所

氏名

代理人(後見人等を選任した場合)

住所

氏名

第1身元引受人

住所

氏名

利用者との続柄()

第2身元引受人

住所

氏名

利用者との続柄()

令和6年4月1日